

# あなたのお店に、調理師はいますか？

寄宿舍、学校、病院等の給食施設、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業の営業施設などでは、調理業務を行わせるため、「調理師を置くように努めなければならない」とされています。



## 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）（抜粋）

（調理師の設置）

第 8 条の 2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものの設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くように努めなければならない。

## 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）（抜粋）

（施設又は営業の指定）

第 4 条 法第 3 条第 2 号、法第 5 条の 2 第 1 項 及び法第 8 条の 2 に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。

- 一 寄宿舍、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- 二 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号、第 4 号、第 25 号又は第 26 号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

## 調理師免許の取得方法

調理師免許の取得方法には、2 つあります。

- (1) 調理師養成施設（専門学校等）において、必要な課程を修了する。
- (2) 調理師試験に合格する。

三重県では、例年 4 月に試験の日程が決まり、5 月中旬から受験申込が始まります。

<受験資格> ① 中学卒業以上

② 2 年以上の従事経験（寄宿舍、学校、病院等の給食施設、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業）

※調理補助や栄養管理、経理、皿洗いなどは含みません。

※パート、アルバイトの場合は、週 4 日かつ 1 日 6 時間以上の場合のみ認められます。

詳細は、ホームページでご確認いただくか、最寄りの保健所にお問い合わせください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/70444044662.htm>

三重県 調理師試験 で検索！